

2022年5月17日

各位

インフラファンド発行者名  
タカラレーベン・インフラ投資法人  
代表者名 執行役員 菊池 正英  
(コード番号 9281)

管理会社名  
タカラアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛  
問合せ先 取締役副社長 菊池 正英  
(TEL: 03-6262-6402)

管理会社における社内規程（運用ガイドライン、リスク管理方針及びオペレーター選定基準）の  
一部変更に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催のインフラファンド本部投資運用委員会において、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針を定める運用ガイドライン及びオペレーター選定基準の一部変更を決議し、また、本日開催の取締役会において、リスク管理方針の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

## (1) 運用ガイドライン

今後の本投資法人の外部成長に資するため、再生可能エネルギー発電設備等（当社の運用ガイドライン第4条に定める意味を有します。以下同じです。）を信託する信託受益権を主たる投資対象に追加することを決議しました。

## (2) リスク管理方針

再生可能エネルギー発電設備等の信託受益権の取得等、本投資法人の物件の取得方法が多様化したことと、市場の指標の見直しに伴い、リスク管理方針の記載を一部変更することを決議いたしました。

## (3) オペレーター選定基準

オペレーターと賃借人が異なる運用資産も存在することから、オペレーター選定基準の記載を一部変更することを決議いたしました。

## 2. 変更の内容

## (1) 運用ガイドラインの一部変更

(下線は変更部分を示します。)

新 (改正後の運用ガイドライン)	旧 (改正前の運用ガイドライン)
(基本方針) 第4条 本投資法人は、主として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備及び再	(基本方針) 第4条 本投資法人は、主として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備及び再

生可能エネルギー発電設備を設置、保守、運用するために必要な不動産、不動産の賃借権又は地上権（以下「敷地等」といい、再生可能エネルギー発電設備と併せて「再生可能エネルギー発電設備等」という。なお、以下、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる再生可能エネルギー発電設備等について言及する場合、「再生可能エネルギー発電設備等」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等も含むものとする。）並びに再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権等の特定資産への投資を通じて、安定的なキャッシュフロー及び収益を維持するとともに、運用資産の規模拡大や収益の向上を実現することを目指す。また、地球にやさしい持続的な環境づくりに貢献することを基本理念とし、自然エネルギーの活用を通じて価値を創造し、地域社会における雇用創出及び社会経済の発展、地球温暖化対策並びにエネルギー自給率の向上に寄与することを目指す。本投資法人は、これらの社会貢献投資を通じた安定的なキャッシュフロー及び収益により、投資主価値を最大化することを目指す。

（ポートフォリオ構築方針の基本的考え方）  
 第5条  
 本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権を主たる投資対象とする。  
 （後略）

（ポートフォリオ構築方針の基本的考え方）  
 第5条  
 本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象とする。  
 （後略）

別紙1

デュー・ディリジェンス基準

	評価項目	調査事項
(中略)		
法的調査		(中略)
	敷地等の権利関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本投資法人が敷地等に関する完全な所有権を取得できることの確認</li> <li>・(準) 共有、借地物件等、本投資法人が完全な所有権を有しない場合、それぞれ以下の点の適切性を確認</li> <li>・(準) 共有持分の場合</li> <li>他の(準) 共有者の属性及び保有する権利の内容、(準) 共有者間協定書の有無、(準) 共有物分割請求権及び(準) 共有物分割等に関する措置</li> <li>・借地権の場合</li> <li>借地人の属性、地代の適正性、借地権に対する対抗要件の具備状況、借地権売却時の承諾料の有無及び金額</li> </ul>

別紙1

デュー・ディリジェンス基準

	評価項目	調査事項
(中略)		
法的調査		(中略)
	敷地等の権利関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本投資法人が敷地等に関する完全な所有権を取得できることの確認</li> <li>・共有、借地物件等、本投資法人が完全な所有権を有しない場合、それぞれ以下の点の適切性を確認</li> <li>・共有持分の場合</li> <li>他の共有者の属性及び保有する権利の内容、共有者間協定書の有無、共有物分割請求権及び共有物分割等に関する措置</li> <li>・借地権の場合</li> <li>借地人の属性、地代の適正性、借地権に対する対抗要件の具備状況、借地権売却時の承諾料の有無及び金額</li> <li>・送電線敷設用地の場合</li> </ul>

	・送電線敷設用地の場合 使用権原又は許認可の有無及びその内容、対抗要件の具備状況の確認 (後略)		使用権原又は許認可の有無及びその内容、対抗要件の具備状況の確認 (後略)
--	--	--	---

(2) リスク管理方針の一部変更

(下線は変更部分を示します。)

新 (改正後のリスク管理方針)	旧 (改正前のリスク管理方針)
<p>第2章 リスクの特定及びリスクの管理方針</p> <p>(リスクの特定及びリスクの管理方針)</p> <p>第3条 当社は、下記の表のとおり、リスクを特定し、管理を行う。</p> <p>1. 事業リスク</p> <p>(1)オペレーター等の信用リスク</p> <p>&lt;リスクの特定&gt;</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーターが、財務状況の悪化や倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があり、これらにより、再生可能エネルギー発電設備(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)第3条第11号に定義する。<u>なお、以下、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる再生可能エネルギー発電設備について言及する場合、「再生可能エネルギー発電設備」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含むものとする。</u>以下同じ。)の管理・運営が十分に行われなくなるリスク。</li> </ul> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃借人及びオペレーターの財務状況について、賃貸借契約、プロジェクト契約又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これに基づき決算情報をオペレーターから提出を受けて確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識する。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;リスク低減の方策(リスクへの対処方針)&gt;</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約、オペレーターとのプロジェクト契約又は業務委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約、プロジェクト契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペ</li> </ul>	<p>第2章 リスクの特定及びリスクの管理方針</p> <p>(リスクの特定及びリスクの管理方針)</p> <p>第3条 当社は、下記の表のとおり、リスクを特定し、管理を行う。</p> <p>1. 事業リスク</p> <p>(1)オペレーター等の信用リスク</p> <p>&lt;リスクの特定&gt;</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーターが、財務状況の悪化や倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があり、これらにより、再生可能エネルギー発電設備(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)第3条第11号に定義する。以下同じ。)の管理・運営が十分に行われなくなるリスク。</li> </ul> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃借人及びオペレーターの財務状況について、賃貸借契約又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これに基づき決算情報をオペレーターから提出を受けて確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識する。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;リスク低減の方策(リスクへの対処方針)&gt;</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又はオペレーターとの業務委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにす</li> </ul>

<p>ーターの選任を検討できるようにする。 (中略)</p> <p>&lt;リスク発現時のリスク削減方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果、オペレーター等の信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を行うことを検討する。</li> </ul>	<p>る。 (中略)</p> <p>&lt;リスク発現時のリスク削減方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果、オペレーター等の信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を行うことを検討する。</li> </ul>
<p>(2)オペレーターの能力に関するリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーターの運営状況について、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これ等に基づき再生可能エネルギー発電設備の運営に関する実績等（再生可能エネルギー発電設備の運営事業にかかる売上高、出力、発電設備についてモニタリングするための組織、運營業務に携わる人員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験等を含む。）を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識する。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt; (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約、<u>オペレーターとのプロジェクト契約</u>又は業務委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにする。 (中略)</li> </ul> <p>&lt;リスク発現時のリスク削減方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果、オペレーターの能力リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を行うことを検討する。</li> </ul>	<p>(2)オペレーターの能力に関するリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーターの運営状況について、賃貸借契約又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これ等に基づき再生可能エネルギー発電設備の運営に関する実績等（再生可能エネルギー発電設備の運営事業にかかる売上高、出力、発電設備についてモニタリングするための組織、運營業務に携わる人員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験等を含む。）を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識する。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt; (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又は<u>オペレーターとの業務委託契約</u>の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにする。 (中略)</li> </ul> <p>&lt;リスク発現時のリスク削減方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果、オペレーターの能力リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を行うことを検討する。</li> </ul>
<p>(3)再エネ特措法に基づく認定が取り消されるリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt; (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約、<u>プロジェクト契約</u>又は業務委託契約において、認定事業者たる賃借人が経済産業大臣の改善命令を受けた場合は、直ちにその旨及び改善命令の内容を本投資法人に報告し、その後の改善命令の遵守状況等の必要な情報を提供することをオペレーターに義務づける条項を設け、改善命令違反により認定取消事由が発生</li> </ul>	<p>(3)再エネ特措法に基づく認定が取り消されるリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt; (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約又は業務委託契約において、認定事業者たる賃借人が経済産業大臣の改善命令を受けた場合は、直ちにその旨及び改善命令の内容を本投資法人に報告し、その後の改善命令の遵守状況等の必要な情報を提供することをオペレーターに義務づける条項を設け、改善命令違反により認定取消事由が発生するリスクを把握・</li> </ul>

<p>するリスクを把握・認識する。</p> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt; （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借契約、<u>プロジェクト契約</u>又は業務委託契約上、再生可能エネルギー発電事業計画の変更を行おうとする場合にはあらかじめその旨を通知させるとともに、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は届出が行われることを義務付ける。</li> </ul>	<p>認識する。</p> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt; （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借契約又は業務委託契約上、再生可能エネルギー発電事業計画の変更を行おうとする場合にはあらかじめその旨を通知させるとともに、賃貸借契約又は業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は届出が行われることを義務付ける。</li> </ul>
<p>(4) 事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失又は劣化のリスク</p> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借契約、<u>プロジェクト契約</u>又は業務委託契約上、設備の維持管理計画（長期修繕計画を含む。）を賃借人又はオペレーターに立案させ、当該計画に基づいた維持管理を行うことを義務付ける。</li> <li>・ 投資対象資産には事故・災害による毀損等のリスクに対応するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保する。劣化のリスクについては、取得時に、EPC業者（再生可能エネルギー発電設備の建設に係る工事請負業者をいう。以下同じ。）又は再生可能エネルギー発電設備を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等の追及の可否を確認した上で、それを踏まえた投資判断を行い、取得後は、運用ガイドラインの定めに従い策定された計画に従い適切に再生可能エネルギー発電設備の修繕及び資本的支出を行う。さらに、<u>賃貸借契約、プロジェクト契約、業務委託契約、O&amp;M契約</u>（O&amp;M業者との契約をいう。以下同じ。）等において、適切な保守・管理を義務づけるとともに、期中の発電量、売電収入、再生可能エネルギー発電設備の適切な管理及び修繕の実施等の定期的な報告義務並びに事故・災害が生じた場合の報告義務を規定し、当該リスクを適時に把握・認識できる態勢を構築する。</li> </ul> <p>（後略）</p>	<p>(4) 事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失又は劣化のリスク</p> <p>&lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借契約又は業務委託契約上、設備の維持管理計画（長期修繕計画を含む。）を賃借人又はオペレーターに立案させ、当該計画に基づいた維持管理を行うことを義務付ける。</li> <li>・ 投資対象資産には事故・災害による毀損等のリスクに対応するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保する。劣化のリスクについては、取得時に、EPC業者（再生可能エネルギー発電設備の建設に係る工事請負業者をいう。以下同じ。）又は再生可能エネルギー発電設備を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等の追及の可否を確認した上で、それを踏まえた投資判断を行い、取得後は、運用ガイドラインの定めに従い策定された計画に従い適切に再生可能エネルギー発電設備の修繕及び資本的支出を行う。さらに、<u>賃貸借契約、O&amp;M契約</u>（O&amp;M業者との契約をいう。以下同じ。）等において、適切な保守・管理を義務づけるとともに、期中の発電量、売電収入、再生可能エネルギー発電設備の適切な管理及び修繕の実施等の定期的な報告義務並びに事故・災害が生じた場合の報告義務を規定し、当該リスクを適時に把握・認識できる態勢を構築する。</li> </ul> <p>（後略）</p>
<p>(5) 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt; （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>賃貸借契約、プロジェクト契約</u>又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供を賃借人又はオペレーターに義務づける条項を設け、これに基づき決算情報を賃借人又はオペレーターから提出を受けて確認するなどしてモニタリングを行い、賃借人又はオペレーターの財産的基盤を把握・認識の上で、賃借人又はオペレーターの破たんその他の事由により賃貸借契約</li> </ul>	<p>(5) 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク</p> <p>&lt;リスクの把握・認識方法&gt; （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借契約又は業務委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これに基づき決算情報を賃借人又はオペレーターから提出を受けて確認するなどしてモニタリングを行い、賃借人又はオペレーターの財産的基盤を把握・認識の上で、賃借人又はオペレーターの破たんその他の事由により賃貸借契約が終了し、又は更新されないおそ</li> </ul>

<p>が終了し、又は更新されないおそれを認識する。</p>	<p>れを認識する。</p>
<p>3. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）  (2) 発電事業者の需要リスク・信用リスク  &lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt;  （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する場合に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。<u>また、再生可能エネルギー発電設備の取得に当たり、賃借人の債務不履行リスク及び倒産リスクを低減するために、当該再生可能エネルギー発電設備等における発電事業及び売電事業のみを行う SPC を賃借人とすることがある。</u></li> </ul>	<p>3. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）  (2) 発電事業者の需要リスク・信用リスク  &lt;リスク低減の方策（リスクへの対処方針）&gt;  （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する場合に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。</li> </ul>
<p>5. 制度変更リスク  (1) 固定価格買取制度の変更又は廃止に関するリスク  &lt;リスクの特定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定価格買取制度を取り巻く情勢の変化により、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、発電事業自体は継続できるとしても、従前と同様の条件で安定的かつ継続した売電収入を得ることができなくなり、又は、新たな規制を遵守するために太陽光発電設備等の運営・維持管理に要する費用等が増加し、その結果、賃料収入が減少等するリスク。</li> </ul>	<p>5. 制度変更リスク  (1) 固定価格買取制度の変更又は廃止に関するリスク  &lt;リスクの特定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定価格買取制度を取り巻く情勢の変化により、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、発電事業自体は継続できるとしても、従前と同様の条件で安定的かつ継続した売電収入を得ることができなくなり、又は、新たな規制を遵守するために太陽光発電設備等の運営・維持管理に要する費用等が増加し、その結果、<u>本投資法人が収受する賃料収入</u>が減少等するリスク。</li> </ul>
<p>6. 共同投資者に関するリスク  &lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針に従い、再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権を主たる投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュー・ディリジェンス基準に基づき、<u>(準) 共有持分の場合、他の (準) 共有持分者の属性、(準) 共有者間協定書の有無、(準) 共有持分分割請求権及び (準) 共有持分分割等に関する措置についてその適切性を確認する。</u>間接投資における共同投資者についても同様の確認を行う。</li> </ul>	<p>6. 共同投資者に関するリスク  &lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針に従い、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュー・ディリジェンス基準に基づき、共有持分の場合、他の共有持分者の属性、共有者間協定書の有無、共有持分分割請求権及び共有持分分割等に関する措置についてその適切性を確認する。間接投資における共同投資者についても同様の確認を行う。</li> </ul>
<p>7. その他のリスク  (1) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク  &lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場</li> </ul>	<p>7. その他のリスク  (1) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク  &lt;リスクの把握・認識方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場</li> </ul>

<p>その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標（<u>東証インフラファンド指数</u>、<u>東証REIT指数</u>又はTIBORを含むが、これに限られない。）を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要をあらかじめ予想してリスクを把握・認識する。</p>	<p>その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標（<u>東証REIT指数</u>、<u>LIBOR</u> 又はTIBORを含むが、これに限られない。）を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要をあらかじめ予想してリスクを把握・認識する。</p>
<p>(3)再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク  &lt;リスクの特定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備の瑕疵によって他人に損害を与えた場合に、本投資法人（<u>本投資法人が再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権を保有する場合は信託受託者</u>）が当該瑕疵のある再生可能エネルギー発電設備の所有者として当該他人に対して賠償責任を負うリスク。</li> </ul>	<p>(3)再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク  &lt;リスクの特定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備の瑕疵によって他人に損害を与えた場合に、本投資法人が当該瑕疵のある再生可能エネルギー発電設備の所有者として当該他人に対して賠償責任を負うリスク。</li> </ul>

(3) オペレーター選定基準の一部変更

(下線は変更部分を示します。)

新 (改正後のオペレーター選定基準)	旧 (改正前のオペレーター選定基準)
<p>(オペレーターの評価等)  第3条  オペレーターの運営状況等についての評価を定期的に行い、適正な業務遂行が維持できない場合には、契約の解除を行うこと又は契約の更新を行わないことを検討するものとする。</p>	<p>(オペレーターの評価等)  第3条  オペレーターに<u>本投資法人の運用資産を賃貸する場合には</u>、運営状況等についての評価を定期的に行い、適正な業務遂行が維持できない場合には、契約の解除を行うこと又は契約の更新を行わないことを検討するものとする。</p>

3. 変更日

2022年5月17日

4. 今後の見通し

本投資法人の2022年5月期（第13期：2021年12月1日～2022年5月31日）及び2022年11月期（第14期：2022年6月1日～2022年11月30日）の運用状況への影響はありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://tif9281.co.jp/>